

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（既存住宅断熱改修促進事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 郵便番号 〒399-2431

住所 飯田市川路

氏名 印

電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、既存住宅断熱改修促進事業を実施するので、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第 6 条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額

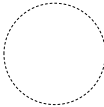
円

※原則として、「（改修に要する費用の総額－他の補助金等の額）× 2 / 3」（千円未満切捨て）。ただし、改修に要する費用の総額が、戸建住宅で 1 戸あたり 180 万円を超える場合は 120 万円、集合住宅で 1 戸ごとに 1 戸あたり 22 万 5 千円を超える場合は 15 万円を限度とする額の合計（千円未満切捨て）。

※戸建住宅の玄関ドアの改修をする場合であって、玄関ドアの改修に要する費用が 7 万 5 千円を超える場合は、「（その他の箇所の改修に要する費用の総額－他の補助金等の額）× 2 / 3 + 5 万円」（千円未満切捨て）。

※集合住宅の玄関ドアの改修をする場合であって、玄関ドアの改修に要する費用が 30 万円を超える場合は、「（その他の箇所の改修に要する費用の総額－他の補助金等の額）× 2 / 3 + 20 万円」（千円未満切捨て）。

捨印欄



2 事業計画

(1) 事業内容

- 改修する建物に関する事項

代表地番	飯田市川路	建築年月日	年 月 日
建物の用途種別 （注 1） ※該当するものにレ点を記入	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅	戸建・集合の別 ※該当するものにレ点を記入	☐ 戸建 ☐ 集合

- 改修する建物に関する事項

設計業者		施工業者 ☐ 設計業者と同一	
改修する箇所 （注 2） ※該当するものにレ点を記入	☐ 天井 ☐ 外壁 ☐ 床 ☐ 窓 ☐ ガラス ☐ 玄関ドア		
最低改修率 （注 3）	%	改修率 （注 4）	%
飯田版 ZEH 仕様への該当	☐ 該当する見込 ☐ 該当しない見込 ※対象建築物が飯田版 ZEH の仕様を満たす場合は、事業完了後、本補助金の実績報告と別に飯田版 ZEH 普及促進事業補助金の交付申請をしてください。		
契約予定日	令和 年 月 日	改修工事完了予定日	令和 年 月 日
玄関ドアの改修に要する費用 （注 5）	円	その他の箇所の改修に要する費用の総額 （注 5）	円
改修に要する費用の総額 （注 5）	円	他の補助金の額	円

注 1 対象の建築物は、専用住宅に限ります。店舗、事務所等と併用する場合は対象となりません

注 2 導入する製品は、環境省の補助事業に係る補助対象製品としての登録製品に限ります。その他要件等については、「飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 補助金申請の手引き」をご確認ください。

注3 「飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 補助金申請の手引き」を参考に、工事内容に応じた最低改修率を記入してください。

注4 該当の工事に係る改修率（住宅全体の設備に対し、申請に係る改修工事部分が占める割合）を記入してください。

注5 消費税及び地方消費税の額は、申請者が一般住民の場合は含み、事業者の場合は含みません。

(2) 附属書類 ※添付したものにレ点を記入

☐ 対象建築物に係る位置図

☐ 費用の総額及び内訳がわかる書類

☐ 2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

☐ 申請者に係る住民票の写し

☐ 改修に用いる断熱材、建材等の製品に係る型式及び性能を確認できる書類

☐ 対象建築物の延床面積及び改修率を確認するための改修箇所、補助対象床面積等を確認できる平面図

3 補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては同要綱第7条第2項の規定により付される次の条件に同意します。

(1) 補助金を受領後、市長が本補助金の補助交付決定者へ個人のエネルギー使用量等に係る情報の開示を求めた場合は、速やかに無償でこれに応じること。

(2) 前号に掲げるもののほか、別に定めるガイドライン、国要綱及び国要領に沿った事業として実施すること。

捨印欄

